

勧 誘 方 針

鹿児島県農業共済組合は、農業の健全な発展に資することを目的に、農業保険法に基づき、農業者が農業経営の安定を図るため災害その他の不慮の事故に因って受けることのある損失を補填する共済の事業、並びに、これらの事故及び農産物の需給の変動等による農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の受託事業を実施しております。

これら事業の推進に当たっては、「金融商品の販売等に関する法律」に基づいて、次の勧誘方針を定め、適切な事業推進に努めてまいります。

1. 農業保険法，金融商品の販売等に関する法律及びその他法令等を遵守し，適正な事業推進を行います。
2. 組合員・加入者の皆さまの知識，経験，財産の状況及び意向を考慮のうえ，適切な勧誘と情報の提供を行います。
3. 組合員・加入者の皆さまに共済事業及び農業経営収入保険事業の仕組みやリスクの内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
4. 組合員・加入者の皆さまに対する加入推進のための方法及び時間帯について，迷惑となる行為は行いません。
5. 万が一共済事故が発生した場合には，迅速かつ的確な損害評価及び共済金の支払いを行います。
6. 組合員・加入者の皆さまに対し，より適切な加入推進が行えるよう，役職員等の研修の充実に努めます。

(令和3年4月1日)